

地域資源情報提供システム構築・運用業務委託仕様書

1 委託業務名

地域資源情報提供システム構築・運用業務

2 目的

本業務は、高齢者支援に関する多様な情報をウェブサイトにより包括的に情報提供するための地域資源情報提供システム（以下「システム」という。）を構築及び運用するものであり、高齢者やその家族又は医療・介護関係者（以下「関係者」という。）に対し、これまで様々な方法で種別ごとに提供されていた情報を集約し、医療や介護等の情報を包括的かつ容易に検索・取得できる環境を提供することで、住民サービスの向上を図る。

3 委託業務形態

本業務は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（以下「二市一町」という。）が共同でシステムの構築及び運用を委託するものであり、本業務を受託する事業者（以下「受注者」という。）は、二市一町が求める情報及び二市一町の地域（以下「各地域」という。）における課題を十分理解した上で確実に業務を遂行するものとする。

なお、契約に当たっては、発注者である二市一町がシステムの構築における委託契約及び委託期間の運用・保守に係る長期継続契約をそれぞれ締結するものとする。

4 履行場所

二市一町が指定する場所及び受注者がシステム構築及び運用を行う場所

5 委託期間

システム構築 契約締結日から令和7年1月31日まで

システム運用・保守 令和7年2月1日から令和10年3月31日まで

6 委託業務内容

(1) 調達の範囲

当該システムは、「在宅医療・介護関係情報」と「生活支援に関わる情報」で構成され、「在宅医療・介護関係情報」については二市一町で統一したもの、「生活支援に関わる情報」については二市一町がそれぞれ提供したものとする。

(2) 地域資源の調査及び登録データの作成

ア 対象情報の提供

(ア) 在宅医療・介護関係情報

対象情報は、「令和3年度版在宅医療と介護ガイドブック」について冊子及び電子データで提供するほか、令和3年度以降の各地域に所在する医療機関及び介護事業所（以下「関係機関」という。）の情報を電子データ又は紙で提供する。ただし、各地域外であっても二市一町が必要と認めた地域の関係機関についても対象とすること。

(イ) 生活支援に関わる情報

対象は次の表のとおりとし、対象情報は冊子及び電子データで提供する。

	項目
1	食・買物
2	住まい・日常生活
3	身だしなみ
4	市町の福祉サービス
5	外出
6	集える場所、介護予防・社会参加
7	相談窓口
8	終活
9	予備1
10	予備2

イ 調査対象

(ア) 在宅医療・介護関係情報

調査対象は次の表のとおりとする。

	大分類	小分類
1	医療機関	病院
2		診療所
3		歯科医院
4		薬局
5	介護施設	居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）
6		訪問介護（訪問型サービス）
7		訪問入浴（介護予防訪問入浴）
8		訪問看護（介護予防訪問看護）
9		定期巡回・随時対応型訪問看護介護
10		訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
11		通所介護（デイサービス）（通所型サービス）
12		認知症対応型通所介護（デイサービス）（介護

		予防認知症対応型通所介護)
13		通所リハビリテーション(デイケア)(介護予防通所リハビリテーション)
14		短期入所生活介護(ショートステイ)(介護予防短期入所生活介護)
15		(看護)小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
16		認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護
17		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
18		介護老人保健施設
19		特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)
20	在宅医療・介護に関する相談窓口	市・町等の介護保険担当窓口
21		地域包括支援センター等
21		地域医療・介護相談室
23		地域リハビリテーションケアサポートセンター
24		東入間在宅歯科医療支援窓口
25		朝霞保健所
26		日本栄養士会認定栄養ケア・ステーションほほえみーる
27	認知症支援	認知症カフェ(オレンジカフェ)

(イ) 生活支援に関わる情報
調査は不要とする。

ウ 調査

- (ア) 二市一町が指定する項目を網羅した調査票(MCS登録の有無を含む)を調査対象施設ごとに作成すること。また、作成については、随時二市一町と相談・確認の上進めていくこと。
- (イ) 調査対象施設に対し、FAX又はメール等での一斉調査を年1回以上行い、調査した結果をシステム上に反映すること。
- (ウ) 調査対象施設に係るFAX番号等は二市一町により提供する。
- (エ) 調査対象施設から情報が収集できない場合は、速やかに催促を行うこと。
- (オ) システム上で使用するデータは二次的活用を可能とし、二市一町が利用できる状態にすること。

(3) システム構築

ア 構築作業

- (ア) Microsoft Edge や Google Chrome など、一般的に広く使用されているブラウザで動作保証されていること。
- (イ) 本仕様書で定めるシステムの各種設定要件について、設定記入シート等を作成し、二市一町と調整の上、要件を決定すること。
- (ウ) 設定記入シート等で確認した内容に基づき、システム設定作業を実施すること。
- (エ) 「在宅医療・介護関係情報」と「生活支援に関わる情報」の指定項目を網羅するデータベースをウェブ運用が可能なデータセンターに構築すること。なお、MCS 登録をしている事業所については、システム上から MCS のページに移動する機能を有すること。
- (オ) 関係機関の名称や場所、各地域の指定する地図などについては、地域ごとに画面設定作業を実施すること。
- (カ) 各種設定及びデータ投入後は、二市一町において動作テストを実施すること。
- (キ) スマートフォン、タブレット等からもシステムの利用が可能であること。

(4) システム運用

ア 検索方法

- (ア) 二市一町のホームページTOP 画面から、システム検索機能へ遷移できること。
- (イ) 施設名、事業所名、医療機関名、サービス内容や診療科等から、施設事業所、医療機関が検索でき、項目、地区、キーワード、所在地での複合的な絞り込み検索ができること。
- (ウ) 任意に選択した場所等の位置を中心に施設、事業所等が検索できること。
- (エ) 新規に登録された関係機関については、検索結果画面の上位に表示すること。

イ 掲載内容

既存資料、提供資料及び調査結果による情報を掲載すること。

ウ 介護サービス事業所の空き情報

二市一町指定のサービスについては、専用調査票を作成し、空き情報を F A X により調査し、システム上に反映すること。

なお、調査内容及び調査頻度は次の表のとおりとする。

サービス種類	調査内容	頻度
居宅介護支援	新規ケアプラン作成可能数	毎月 1 回

エ 関係者向けの情報提供

- (ア) 一部の詳細情報は、二市一町と、二市一町が指定した関係者のみ閲覧

できる仕様であること。

- (イ) 項目、地区及び所在地それぞれでの検索ができ、かつ、複合的な絞り込み検索ができること。
- (ウ) 選択した関係機関の地図が表示され、地図情報は随時更新されること。
- (エ) 二市一町が関係機関に情報発信する際、ワード、エクセル等のファイル添付ができること。
- (オ) 情報が受信された際、発信者において開封の確認ができる自動メール通知の設定が可能であること。
- (カ) よくある質問のページを設けること。
- (キ) ページごとに問合せ可能な設定をすること。また、二市一町に問合せの内容を速やかに報告すること。
- (ク) 関係者のみが閲覧できる関係機関情報の検索ができること。
- (ケ) T O P ページに二市一町からのお知らせが表示できること。
- (コ) 二市一町からのお知らせにおいて、内容及び添付資料の閲覧及びダウンロードができること。
- (サ) 関係機関が情報更新した年月日を表示すること。
- (シ) 各ページは容易に印刷が可能であること。

オ 住民向け情報提供

- (ア) T O P ページに二市一町からのお知らせが表示できること。
- (イ) 二市一町からのお知らせについて、内容及び添付資料の閲覧及びダウンロードができるようにすること。
- (ウ) よくある質問のページを設けること。
- (エ) ページごとにお問合せ可能な設定をすること。また、二市一町に問合せの内容を速やかに報告すること。
- (オ) 関係機関が情報更新した年月日を表示すること。
- (カ) 二市一町又は関係機関から、新規、変更及び廃止の情報提供があった場合は、直ちにその内容をシステム上に反映すること。
- (キ) 各ページは容易に印刷が可能であること。

(5) 掲載している施設・事業所等への支援

ア 関係者向けウェブサイトへのログイン

- (ア) 受注者は、二市一町から関係機関新設の連絡があった際、当該事業所の I D 及びパスワードの発行支援をすること。また、関係者がこの I D 及びパスワードにより自らの事業所情報について随時更新が可能にすること。
- (イ) 特定の I D 及びパスワードを入力し、ログインできること。ログインするためのパスワードは、内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）が推奨している「強いパスワードの作り方」をふまえて、「英

大文字・英小文字・数字・記号等を3種類以上使用して10桁以上とした場合と同程度以上の強度とし、パスワード入力の試行回数に制限を設けること。また、パスワードのルール（パスワードポリシー：システム側で一定の桁数や使用文字ルールを設定し、ルール以外のパスワードを入れようとしても認めない仕組み）を設定可能な場合は、システムに反映させること。

(ウ) 掲載される関係機関の関係者が特定のID及びパスワードによりログインでき、自らの事業所の情報については全て閲覧及び更新ができること。

イ 説明会の開催等

(ア) 二市一町の行政職員等に向けて操作説明会を年3回以上実施すること。

(イ) 二市一町内の関係機関等に向けて、システム説明会を令和6年度に3回以上実施すること。

(ウ) 本システム操作マニュアル（二市一町行政職員用、関係機関用等）を作成し、運用開始までに紙及び電子データで提出すること。

(6) 集計等の報告

ア 実績、調査結果等の報告

(ア) アクセス件数等を集計、閲覧できるレポートを令和7年3月に提出すること。また、それ以降は各年6月、9月、12月、3月に定期的に提出すること。また、二市一町から依頼のあった場合は、随時対応すること。

(イ) 地域資源の調査結果は、エクセルデータで二市一町に提出すること。

7 ヘルプデスクの設置

二市一町及び関係機関から操作の不明点等について問合せができるヘルプデスクを設置すること。また、ヘルプデスクは平日（祝日・年末年始を除く。）午前9時から午後5時までの間、二市一町及び関係機関からの問合せに対し、対応すること。また、情報の内容変更や新規アカウントの発行依頼等の問い合わせにも対応し、情報更新等の代行も行うこと。

8 支払方法

システム構築については、業務完了（検査合格）後一括払いとする。

システム運用・保守については、令和7年2月分及び3月分は業務完了（検査合格）後30日以内一括払い、令和7年度から令和9年度までの分は上半期と下半期の年2回払いとし、下半期分は業務完了（検査合格）後30日以内の支払いとする。

9 業務実施計画書等の提出

プロポーザル実施後速やかに、年度内の業務実施計画書（業務体制図、伝達ルール、スケジュールなど）を二市一町に提出し、二市一町と綿密な打合せをすること。なお、打合せ議事録（電子データ）も提出すること。

10 環境整備及びシステム保守

(1) ハードウェア及びソフトウェア

システム運用・保守に必要なサーバ機等のハードウェア及びソフトウェアは、住民向けサイトと在宅医療・介護関係者向けサイトに、それぞれ専用として受注者が用意することとし、これに係る経費は受注者が負担する。

(2) アクセシビリティ

ウェブアクセシビリティ規格(JISX8341-3:2016)の等級AAに準拠していること。

(3) 公開サーバ及び開発サーバ

受注者が用意するサーバは、システム改修時にも安定稼働できるよう、公開環境サーバ及び開発環境サーバを用意すること。

(4) データセンター

ア 24時間365日の運用、利用を実現すること（サーバーメンテナンス期間は除く）

イ 日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内であること。

ウ 耐震設備や非常用電源などの整備されたデータセンターであること。

エ システムを運用するオペレーションが国内で実施されていること。

(5) セキュリティ対策

ア 最新のパターンファイルを適用する等ウイルス対策が万全であること。

イ ファイアウォールを構築する等、不正アクセス等の対策が万全であること。

ウ 入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信(SSLやTLS等の対応)が行われること。

エ 使用する機器及びソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、速やかにバージョンアップ等の脆弱性対応を行うこと。

(6) 情報の保全措置

ア 本業務の一部を再委託する場合は、事前に二市一町に対し、再委託先の名称、代表者氏名及びその他必要事項を記載したものを提出し、承諾を得るものとする。なお、その場合、再委託先に対して、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、受注者は当該委託先が提供するサービスの品質、全ての行為及びその結果につい

- て責任を負うものとする。
- イ サーバに格納された情報等の保全装置として、日次でのバックアップを行うこと。また、サーバ内及び複数記憶媒体への同時記録や外部記録媒体への日次でのバックアップ等を実施し、世代管理も行うこと。
 - ウ システムの完全性が損なわれないよう情報を管理するとともに、改ざん等が起きた場合に証跡調査などを実施できるよう、必要なアクセスログ等を取得し、6か月以上保存すること。また、二市一町がログの提供を要請した場合には、速やかにこれを二市一町に提供すること。
 - エ 機器及び設備のメンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は事前に二市一町に連絡を行うこと。
 - オ システムの定期的なメンテナンス作業を実施する場合は、事前に広く周知した上で、原則夜間に実施すること。また、大規模なバージョンアップを実施する場合は、事前に二市一町が協議し、協議結果に従って実施すること。
 - カ システム障害等が発生したときは直ちに復旧対策を実施するとともに二市一町へ障害等の内容の説明報告を行い、二市一町の指示に従うこと。

1 1 その他

- (1) システム導入時に収集した情報及び作成したデータについては、二市一町に帰属するものとする。
- (2) 本契約後に、消費税額等の変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額を加減して支払うことができるものとする。
- (3) 本契約による業務に関し知り得た個人情報等を漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、協議により疑義を解決するものとする。